

## 1. 大綱の概要

国民健康保険税の基礎課税額等に係る課税限度額について、

- ① 基礎課税額に係る課税限度額を54万円（現行52万円）に引き上げる。
- ② 後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を19万円（現行17万円）に引き上げる。

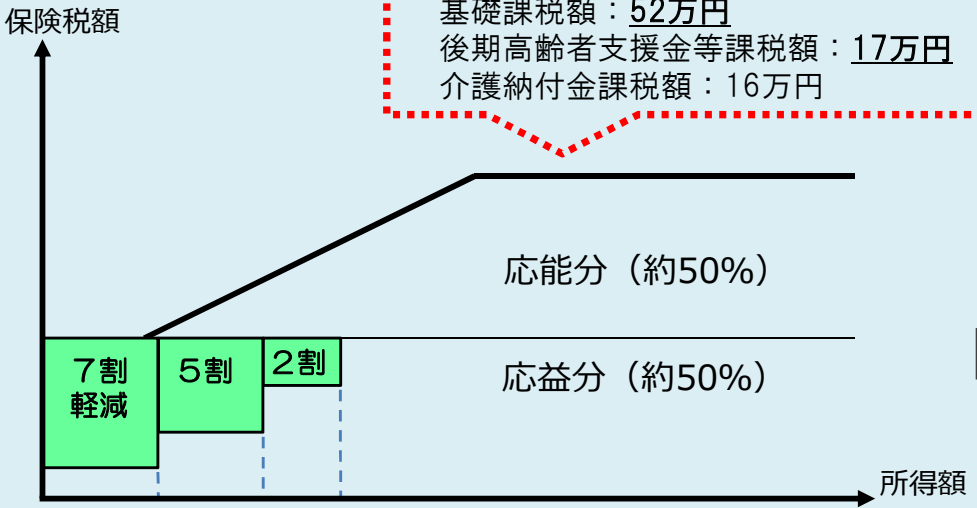
また、国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、

- ① 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を26.5万円（現行26万円）に引き上げる。
- ② 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を48万円（現行47万円）に引き上げる。

## 2. 制度の内容

### <現行>

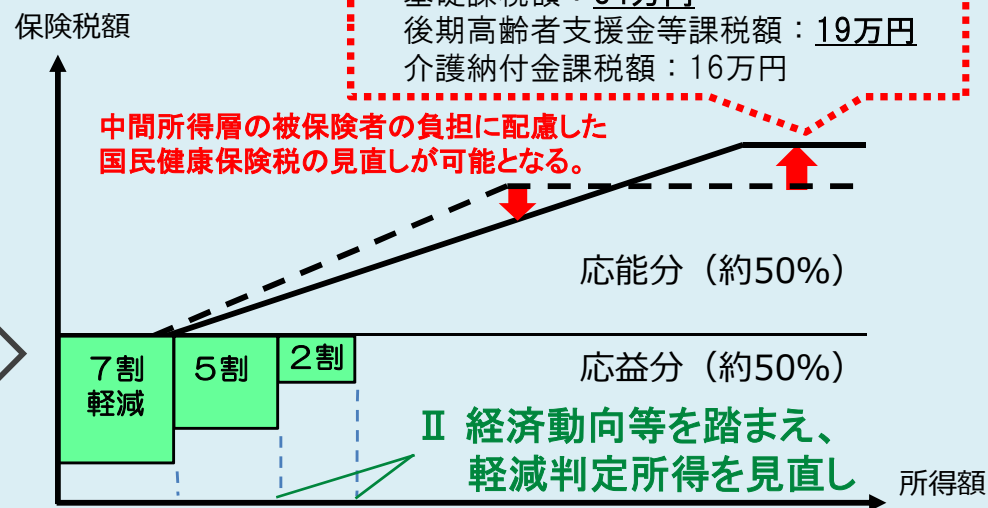
■ 課税限度額（現行）  
 基礎課税額：52万円  
 後期高齢者支援金等課税額：17万円  
 介護納付金課税額：16万円



### <改正後>

#### I 課税限度額の見直し

■ 課税限度額（改正後）  
 基礎課税額：54万円  
 後期高齢者支援金等課税額：19万円  
 介護納付金課税額：16万円



#### II 経済動向等を踏まえ、軽減判定所得を見直し

【現行】 軽減判定所得  
 7割軽減基準額＝基礎控除額(33万円)  
 5割軽減基準額  
 ＝基礎控除額(33万円)＋26万円×(被保険者数\*)  
 2割軽減基準額  
 ＝基礎控除額(33万円)＋47万円×(被保険者数\*)

【改正後】 軽減判定所得  
 7割軽減基準額＝基礎控除額(33万円)  
 5割軽減基準額  
 ＝基礎控除額(33万円)＋26.5万円×(被保険者数\*)  
 2割軽減基準額  
 ＝基礎控除額(33万円)＋48万円×(被保険者数\*)

\*被保険者数には、同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者を含む。